

意見書

平成 23 年 4 月 25 日

公立大学法人秋田県立大学
理事長 小間 篤 様

3 月 28 日に設立した秋田県立大学教職員組合として教員評価制度、諸契約について、下記の意見を提出します。

記

1. 教員評価制度の見直しについて

教員評価制度の見直しについては、教員の総意を集めたものとして生物資源科学部長の提案、システム科学技術学部長の見解をはじめとして、部局ごとの意見集約、秋田キャンパス教職員の会からの申し入れ、秋田キャンパス過半数代表者からの意見書などが、この間、小林俊一前理事長あて提出され、具体的に問題点が明らかにされています。

今後の評価制度のあり方については、こうした見直し提案を踏まえて改善されていくものと私たちは期待していました。

しかし、理事会から誠意ある回答はありませんでした。3 月時点で実績報告や評価目標設定についての通知が各教員に送られ、その内容は旧来のものと全く変わるところがありません。これでは、今後とも教員が意欲をもって本学の教育、研究に取り組んでいけるよりよい環境が整備されたとはいえず、はなはだ遺憾です。

そこで、教職員組合としては、①教員から提出された意見、疑問、提案に対して、前向きな回答を示すこと、②そのうえで、評価制度の見直しを進めること、③見直しを前提に、旧来のままの実績報告や評価目標の提出を停止すること、の 3 点を強く要望します。

2. 給与規程改訂や雇用契約の説明について

すでに、3 月時点で今回雇用契約を結ぶ教員に対して、契約書（年俸提示）が配布され、了承と捺印を求められました。

雇用契約については、個々の教員に説明がある旨、理解していましたが、具体的な説明はありませんでした。このようなことは、契約という性格上も、また、教員と法人との良好な関係づくりの面でも決して良い状態とはいえません。年俸額の計算式を示すなど、具体的な説明が行われるよう強く要望します。

秋田県立大学教職員組合執行委員長
山本好和